インフルエンザ予防接種を受ける前に

１．予防接種を受ける前に

インフルエンザ予防接種について、このチラシをよく読んで必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には接種を受けないでください。

予診票は、接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

なお、この予防接種はあくまで 65 歳以上の人、60 歳以上 65 歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人のうち、希望者のみが接種するもので接種義務はありません。

自己負担金は 1,500 円です。ただし、あらかじめ市が発行する自己負担金を免除する旨を記載した書類、もしくは次の表の書類を持参した人は無料となります。

介護保険負担限度額認定証
後期高齢者医療資格確認書（限度区分：区Ⅰ又は区Ⅱが併記されたものに限る）

２．インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザに感染している人が咳やくしゃみをしたり、話をしたりしているときに放出される、ウイルスを含んだ唾液や鼻水などの飛沫を吸い込んで感染する飛沫感染と、ウイルスが付着したもの（机やドアノブなど）を触った手で、口や目の粘膜に触れて感染する接触感染によって感染します。

代表的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水なども見られます。

普通のかぜに比べて全身症状が強く出ることが特徴です。

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは、世界的にも認められている最も有効な予防法です。

また、人ごみは避け、常日頃から十分な栄養や休息を取ることも大切です。インフルエンザウイルスは湿気に弱いため、室内では加湿器などを使って加湿しましょう、外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは普通のかぜの予防と併せておすすめします。

３．定期予防接種の対象者と接種回数

法律で定められたインフルエンザの予防接種の対象者は 65 歳以上の人、60 歳以上 65 歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいを有する人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する人のうち希望する人で、接種回数は 1 回です。ただし、ワクチンが十分な効果を維持する期間は約５か月とされており、予防接種を毎年受ける必要があります。

受ける本人に麻痺などがあって同意書に署名できない場合は、家族やかかりつけ医の代筆が可能です。認知症状があって正確な意思確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に意思の有無を確認する必要があります。最終的に意思確認ができない場合は接種を行うことはできません。

４．副反応

まれに、予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常２～３日のうちに治ります。また、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどが見られることもありますが、通常２～３日のうちに治まります。他に、接種後数日から２週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があり、非常にまれですがショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。接種後 24 時間は、副反応の出現に注意してください。特に、接種直後の 30 分以内は健康状態の変化に注意してください。接種後、体調に異常を感じた場合は医療機関を受診しましょう。

５．予防接種を受けることができない人

① 接種当日、37.5℃以上の発熱がある人
※ 検温は、接種を行う医療機関で行います。
② 重篤な急性疾患にかかっている人
③ インフルエンザワクチンの予防接種によって、ショック（通常、接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていくという激しい全身反応です）を起こしたことがある人
④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
⑤ 予防接種で２日以内に発熱のみられた人又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人

６．予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他の慢性の病気で治療を受けている人
② 今までけいれんを起こしたことがある人
③ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがあるといわれた人

７．予防接種健康被害救済制度について

インフルエンザ予防接種を受けて、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度により医療費の支給、障害年金の支給等の救済制度があります。

ただし、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限ります。

●問い合わせ先

筑紫野市	（カミーリヤ）	TEL９２０－８６１１
春日市	（いきいきプラザ）	TEL５０１－１１３４
大野城市	（すこやか交流プラザ）	TEL５０１－２２２２
太宰府市	（保健センター）	TEL９２８－２０００
那珂川市	（保健センター）	TEL９５３－２２１１